

いる者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 第8条** 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 第9条** 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第10条** 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対する第2条の規定による改正後の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「新職員勤務時間条例」という。)第12条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

- 第11条** 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第21条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新公益的法人等派遣条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新公益的法人等派遣条例の規定を適用する。

（滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新人事行政公表条例」という。）第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第15条 第10条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第17項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第16条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条、次条、付則第20条および第24条において同じ。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条、付則第20条および第24条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項および次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条および付則第24条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とす」とあるのは、「に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀

- 県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第2項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第2項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第3項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「警察職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 5 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同条第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 6 給与条例第4条第3項ならびに第5条第2項および第4項から第6項までならびに新給与条例第4条第4項および第5項ならびに第5条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、給与条例第9条の2から第10条の2まで、第10条の4、第10条の5、第12条の2および第12条の3の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。(滋賀県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第17条** 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。

以下「職員」という。」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員は、第13条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(以下「新企業職員給与条例」という。)第2条第4項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条、第7条、第9条、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)には適用しない。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員に対する第15条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「新学校職員勤務時間条例」という。)第13条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項または第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員を」とする。

第22条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、新学校職員勤務時間条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第23条 第16条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下「新学校職員給与条例」という。)付則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第24条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下「学校職員給与条例」とい

- う。)第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される学校職員給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第17条第3項の規定を適用する。
 - 5 新学校職員給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
 - 6 学校職員給与条例第6条第3項ならびに第7条第2項および第4項から第6項までならびに新学校職員給与条例第6条第4項および第5項ならびに第7条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、学校職員給与条例第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。
 - 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第25条** 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第17条の規定による改正後の滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(以下「新特別措置条例」という。)第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める者と

みなして、新特別措置条例の規定を適用する。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対する第18条の規定による改正後の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「新警察職員勤務時間条例」という。)第12条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

第27条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新警察職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第28条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年滋賀県条例第33号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「新条例第3条から第5条まで」を「滋賀県職員退職手当条例第3条から第5条までまたは付則第18項もしくは第19項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2までおよび付則第18項から第26項」に改める。

付則第6項中「に新条例」を「に滋賀県職員退職手当条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)」および付則第21項から第24項まで」に改める。

付則第7項中「新条例第5条」を「滋賀県職員退職手当条例第5条または付則第19項」に改める。

付則第8項中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

付則第14項中「対する新条例」を「対する滋賀県職員退職手当条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に改め、同項第1号中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に改める。

付則第40項および第41項を削る。

(滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第29条 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年滋賀県条例第80号)の一部を次のように改正する。

付則第12項中「付則第22項」を「付則第6項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第30条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県条例第78号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「、新条例」を「、滋賀県職員退職手当条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「ならびに付則第22項から第24項」を「ならびに付則第6項から第8項」に改

める。

付則第17項および第18項を削る。

